

令和5年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和5年度9月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）		
	1	補正予算説明資料	(総括表) 3
			福祉監査指導課 4
			長寿社会課 5
		健康政策課 7	
		医療政策課 8	
	2	歳入歳出事項別明細書	12
	3	節の明細	17

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 23 号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立福祉人材研修センター）について	福祉保健課	18

(報告事項)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について	障がい福祉課	25
	(4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 (令和5年9月11日専決)		

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉監査指導課	241,095	2,577	243,672				2,577	
長寿社会課	13,730,627	208,252	13,938,879			208,252		
健康政策課	1,421,463	11,000	1,432,463	5,500			5,500	
医療政策課	7,458,666	227,391	7,686,057			224,531	2,860	
部計	59,614,865	449,220	60,064,085	5,500		432,783	10,937	
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所における介護ロボット・ICT導入支援事業 ・(新)緊急浸水対策支援事業(医療機関) 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課（内線：7143）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	181,579	2,577	184,156				2,577											
トータルコスト	182,359	3,357	185,716	(補正に係る主な業務内容)														
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	補助金交付業務														
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済事業に補助金を交付し、民間社会福祉施設の被共済職員の処遇向上を図り、もって社会福祉事業の振興を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国が定める被共済職員一人当たりの掛金が増額されたこと及び被共済職員数が確定したことに伴い、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業への補助を増額する。</p> <table border="1" data-bbox="164 1055 1158 1256"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業主体</td> <td>独立行政法人福祉医療機構</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/3、都道府県1/3、共済契約者1/3</td> </tr> <tr> <td>各年度の都道府県負担額の算出方法</td> <td>国が定める一人当たりの掛金×被共済職員数</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>退職手当共済の積立金</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の被共済職員数3,776人（令和5年4月1日現在）に必要な事業費を確保し、社会福祉施設の被共済職員の処遇向上を図り、もって社会福祉事業の振興を図る。 									項目	内容	事業主体	独立行政法人福祉医療機構	負担割合	国1/3、都道府県1/3、共済契約者1/3	各年度の都道府県負担額の算出方法	国が定める一人当たりの掛金×被共済職員数	補助対象経費	退職手当共済の積立金
項目	内容																	
事業主体	独立行政法人福祉医療機構																	
負担割合	国1/3、都道府県1/3、共済契約者1/3																	
各年度の都道府県負担額の算出方法	国が定める一人当たりの掛金×被共済職員数																	
補助対象経費	退職手当共済の積立金																	

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7178)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(介護分)	1,483,979	146,201	1,630,180			(基金繰入金) 146,201		
トータルコスト	1,485,539	146,981	1,632,520	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等				
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的、概要								
医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進める。また、近年の建設コストの高騰等を踏まえ、本事業の配分基礎単価の上限額が変更されたこと等に伴い、増額分を補正する。								
2 主な事業内容								
(1) 米子市内のフレイル対策等の一環として行われる介護予防拠点の新設を支援する。								
区分				対象施設	補正額	補助率		
地域密着型サービス施設等の整備				介護予防拠点	9,710千円	県10/10		
(2) 定員増による増額：琴浦町内に新設する小規模多機能型居宅介護事業所の定員増に伴い、補助金の増額を行う。								
区分				対象施設	補正額	補助率		
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費				小規模多機能型居宅介護事業所	2,742千円	県10/10		
(3) 単価増による増額：近年の建設コストの高騰等を踏まえ、国の単価上限額が8.9～9.2%増額されたことに伴い、以下それぞれ補助金の増額を行う。								
A. 地域密着型サービス等整備助成事業								
区分				対象施設	補正額	補助率		
地域密着型サービス施設等の整備				小規模多機能型居宅介護事業所	41,130千円	県10/10		
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化事業				介護老人保健施設	17,340千円	県10/10		
合計					58,470千円			
B. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業								
区分				対象施設	補正額	補助率		
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費				小規模多機能型居宅介護事業所	22,675千円	県10/10		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT(情報通信技術)の導入に必要な経費				特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室等	36,898千円	県10/10		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費				介護医療院	400千円	県10/10		
合計					59,973千円			
C. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業								
区分				対象施設	補正額	補助率		
介護施設等の看取り環境の整備				認知症高齢者グループホーム	320千円	県10/10		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備				介護医療院	2,100千円	県10/10		
合計					2,420千円			
D. 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業								
区分				対象施設	補正額	補助率		
簡易陰圧装置設置経費支援				介護老人保健施設等	6,630千円	県10/10		
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援				介護老人保健施設	6,256千円	県10/10		
合計					12,886千円			
3 事業目標・取組状況・改善点								
・医療介護総合確保推進法に基づき県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めることにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を図る。								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7175)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護事業所における 介護ロボット・ICT 導入支援事業	106,906	62,051	168,957			(基金繰入金) 62,051		
トータルコスト	108,465	62,831	171,296	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	補助金交付事務				
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 介護現場の職員の負担軽減や業務効率化を更に推進するため、鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、事業所における介護ロボット、ICT（情報通信技術）の導入を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 介護ロボット導入支援事業 介護事業者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業者が介護環境の改善のために整備する介護ロボット導入費（介護ロボット購入費、見守りセンサー導入に伴う通信環境整備費）を助成する。（特別養護老人ホームすこやか、ほか18事業所で実施予定。） ○補正額：60,551千円 ○対象主体：各介護事業所 ○補助率：3/4（職員の負担軽減に資する取組を行う等、一定の要件を満たした場合） 上記以外 1/2 ・1機器につき補助上限額 30万円 （移乗支援・入浴支援については上限 100万円） ・見守りセンサー導入に伴う通信環境整備費については1事業所につき上限 750万円 ・1回当たりの限度台数は、利用定員を 10（在宅系サービスは 20）で除した数とする。</p> <p>(2) 介護分野 ICT導入支援事業 介護職員の身体的・心理的負担を軽減し、離職防止や職場定着を図るため、介護記録、記録に基づく事業所内での情報共有、介護報酬請求業務等、介護業務の効率化に繋がる ICT機器（タブレット端末、ソフトウェア等）の導入を支援する。（地域密着型特定施設生活介護新しいなば幸朋苑、ほか 36 事業所で実施予定。） ○補正額：1,500千円 ○対象主体：各介護事業所 ○補助率：3/4（文書量の半減等、一定の要件を満たした場合） 上記以外 1/2 （職員数に応じて上限あり）※前年度以前に補助を受けた場合、既補助額を上限額から差し引く 1名以上 10名以下 100万円 11名以上 20名以下 160万円 21名以上 30名以下 200万円 31名以上 260万円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・介護ロボット、ICTの導入を進める事業所を支援することにより、介護現場の職員の負担軽減や業務効率化を図る。</p> <p><導入実績> ・介護ロボット導入支援 平成28年度～令和4年度 238機器（114事業者） ・ICT導入支援 令和元年度～令和4年度 647製品（247事業者）</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7194)

7目 難病対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病対策事業	987,546	11,000	998,546	5,500			5,500	
トータルコスト	1,013,276	11,780	1,025,056	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.3人	0.1人	3.4人	難病等システム改修				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国は難病患者の支援をより一層推進し、指定難病及び小児慢性特定疾病患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、患者の申請に基づき、指定難病にり患していることを証明する「登録者証」を発行する制度を創設し、令和6年4月1日から運用開始する。これに対応するため、指定難病患者等の医療費助成を管理している情報システムの改修を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	事業内容	補正額
難病等医療費助成事業 (国1/2、県1/2)	指定難病・小児慢性特定疾病にり患していることを証明する「登録者証」の発行に対応して難病等情報システムの改修を行う。 (改修項目) ○指定難病・小児慢性特定疾病にり患していることを証明する「登録者証」を発行する機能を追加 ○患者の申請に基づき、登録者証はマイナンバー連携による確認と紙での発行の両方に対応	11,000

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・国の制度変更が遅滞なく対応し、指定難病等にり患していることを証明する「登録者証」を円滑に発行していく。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線: 7173)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業(医療分)	488,006	221,655	709,661			(基金繰入金) 221,655		
トータルコスト	511,397	222,435	733,832	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.0人	0.1人	3.1人	補助金交付事務等				

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	主な事業内容	補正額
地域医療構想の達成に向けた事業	○医療情報ネットワーク整備事業 (26,903千円) 医療機関が電子カルテの相互参照等を行うシステム(おしどりネット)の利便性の向上による参加医療機関の増加を図るためのシステム改修への支援(NPO法人おしどりネット) ○急性期医療充実施設設備整備事業(69,122千円) 急性期医療の充実に必要な施設・設備整備への支援(15病院) ○東部圏域での血管造影、血管内治療の専門的な救急医療体制整備事業(70,950千円) 三次救急を担う県立中央病院が新たに導入する血管撮影装置整備への支援(県立中央病院)	171,360
居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療推進事業(22,175千円) 訪問診療・訪問看護等を行うための設備及び車両整備等への支援(医療機関・訪問看護ステーション等26機関)	30,520
医療従事者の確保に関する事業	○看護教育教材整備事業(5,217千円) 看護師等養成所の教育の充実に必要な教材の整備への支援(3施設) ○看護師の特定行為研修受講補助事業(6,352千円) 特定行為研修に看護師を派遣する医療機関等に対する経費支援(8医療機関)	19,775
合計		221,655

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進する。
- ・平成26年度の基金創設以来、医療機関等の取組を支援し、以下の成果があがっている。

区分	主な事業成果
地域医療構想の達成に向けた事業	県立中央病院の心臓病センター及び脳卒中センター新設(H30) 県立厚生病院のがん患者支援センター新設(R1) 鳥取赤十字病院の放射線治療棟増改築(R1) おしどりネットの参加医療機関拡大: 21機関(H27.3) → 149機関(R5.3) など
居宅等の医療提供に関する事業	在宅医療連携拠点の整備: 3箇所(各地区医師会) 在宅歯科医療拠点の整備: 4箇所(県歯科医師会、各地区歯科医師会) 訪問看護職員数の増加: 331人(H29) → 435人(R4) など
医療従事者の確保に関する事業	医師数の増加: 1,662人(H26) → 1,742人(R2) 看護職員数の増加: 9,186人(H26) → 10,234人(R2) など
医師の働き方改革に関する事業	時間外勤務が年間960時間以上の勤務医の人数: 7病院 31人(R3) → 5病院 21人(R5) など

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7172）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 緊急浸水対策 支援事業（医療機 関）	0	2,860	2,860				2,860	
トータルコスト	0	3,640	3,640	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付業務				
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>7月の大雨による内水氾濫や、8月の台風7号による河川氾濫等による被害を踏まえ、今後の浸水害に備えるため、医療機関が緊急に行う浸水対策を支援し、広く県内医療機関の防災機能の充実強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>緊急浸水対策として、病院又は有床診療所が実施する対策（止水板の整備等）に要する経費の一部を支援する。</p> <p>(1) 補助対象施設 病院又は有床診療所</p> <p>(2) 補助対象経費 浸水対策に要する経費（止水板の整備等）</p> <p>(3) 補助率 1/3（医療機関2/3、県1/3）</p> <p>(4) 補助上限額 143千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 先般の大雨災害による被害を踏まえ、医療機関が緊急に行う浸水対策を支援し、広く県内医療機関の防災機能の充実強化を図る。 7月下旬、県内の医療機関を対象に、各施設の浸水対策について緊急点検の実施を要請した。 点検の結果、河川の浸水想定区域内に立地する28病院中、25病院で浸水対策を実施済みであり、残り3病院は今後（年度内）実施予定であることが判明した。 対策が急がれる当該3病院に加え、浸水想定区域外の医療機関でも、対策を急ぎたいとの要望がある。 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

鳥取看護専門学校（電話：0857-29-2407）

6目 鳥取看護専門学校費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 鳥取看護専門学校管理 運営費	19,718	797	20,515			(基金繰入金) 797		
トータルコスト	97,485	1,577	99,062	(補正に係る主な業務内容) 教育の質の充実のための機器の購入				
従事する職員数	11.3人	0.1人	11.4人					
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 看護師教育の質の向上・充実のための機器を整備する。</p> <p>2 主な事業内容 <購入する機器等> (1) 術後ケアスーツ一式（搬入、組立、設置費込み） 1台 172千円 現有数は1台であり、40名（学年定員）の学生が使用するには時間のロスが多いため、追加で1台を整備する。臨地に近い状況下でのシミュレーション体験を通じて、学生は観察項目を理解しながら患者指導・対応を考察することができる。</p> <p>(2) ネットワークハードディスク一式（設置費込み） 1台 433千円 現有のファイルサーバーは平成27年度に購入したもので8年経過しており、ハードディスクの耐用年数とされる3～5年を超えて使用している。セキュリティ強化も含め、保守機能が付属した新しいものに更新する。</p> <p>(3) ワイヤレスアンプ、マイクセット一式（搬入、設定込み） 1台 192千円 耐用年数を過ぎた現有機を更新する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ・現在の医療現場に合った機器や機材を整備・更新することにより、校内での看護技術演習の内容をさらに充実させることで、学生の技術習得の効率化を図る。</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

倉吉総合看護専門学校（電話：0858-22-1041）

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 倉吉総合看護専門学校 管理運営費	32,084	2,079	34,163			(基金繰入金) 2,079		
トータルコスト	207,149	2,859	210,008	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	23.4人	0.1人	23.5人	教育の質の充実のための機器の購入				
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 看護教育の質の向上・充実のための機器を整備する。</p> <p>2 主な事業内容 ＜購入する機器等＞ (1) CPS実習ユニット（メディカルコンソール）（搬入、設置費込み） 1台 858千円 CPSとは、Central Piping Systemの略で、中央配管装置のことを指す。CPSユニットには、病院のベッドと同様、酸素吸入・吸引・ナースコール等の設備が設置されている。 現有数は1台であり、35名（第1看護学科定員）の学生が使用するには時間のロスが多いため、追加で1台を整備する。学生が臨床実習（実際に病院で行う実習）に近い状態で病院の入院ベッドサイドの状態を体験する機会が増え、実際の臨床実習の際に学内演習の成果を現在よりも発揮できる。</p> <p>(2) 分娩介助モデル（搬入費込み） 2体 1,221千円 現有数は1体であり、16名（助産学科定員）の学生が使用するには時間のロスが多いため、追加で2体を整備する。学生が臨床実習に近い状態で分娩介助を体験する機会が増え、実際の臨床実習の際に学内演習の成果を現在よりも発揮できる。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・現在の医療現場に合った機器や教材を整備・更新することにより、校内での看護技術演習の内容をさらに充実させることで、学生の技能習得の効率化を図る。</p>								

令和5年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			1項 社会福祉費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	368,660		368,660	137,919		137,919	132,495		132,495
2	給料	1,651,423		1,651,423	442,143		442,143	404,353		404,353
3	職員手当等	991,590		991,590	240,131		240,131	220,370		220,370
4	共済費	622,039		622,039	165,379		165,379	151,863		151,863
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	911,544	3,000	914,544	849,930		849,930	752,984		752,984
8	旅費	58,968		58,968	25,541		25,541	24,618		24,618
	費用弁償	15,261		15,261	4,152		4,152	3,966		3,966
	普通旅費	16,925		16,925	5,177		5,177	4,507		4,507
	特別旅費	26,782		26,782	16,212		16,212	16,145		16,145
9	交際費	200		200	100		100	100		100
10	需用費	146,517		146,517	29,339		29,339	24,973		24,973
11	役務費	56,666		56,666	30,531		30,531	14,401		14,401
12	委託料	3,822,706	8,005	3,830,711	1,000,788		1,000,788	958,617		958,617
13	使用料及び賃借料	83,271		83,271	30,000		30,000	29,740		29,740
14	工事請負費	434,012		434,012	23,809		23,809	23,809		23,809
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	39,415		39,415						
18	負担金、補助及び交付金	37,651,352	226,317	37,877,669	30,910,608	210,829	31,121,437	30,572,474	210,829	30,783,303
19	扶助費	1,593,795		1,593,795	1,342,575		1,342,575	1,138,370		1,138,370
20	貸付金	16,100		16,100						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	1,514,897		1,514,897	1,504,879		1,504,879	1,500,401		1,500,401
25	寄附金	950		950	950		950	50		50
26	公課費	47		47						
27	繰出金	3,311,990		3,311,990	3,309,472		3,309,472	3,309,472		3,309,472
	予備費									
	計	53,276,142	237,322	53,513,464	40,044,094	210,829	40,254,923	39,259,090	210,829	39,469,919
財	国庫支出金	5,647,499		5,647,499	3,972,970		3,972,970	3,625,867		3,625,867
源	地方債	287,000	1,000	288,000	21,000		21,000	21,000		21,000
内	その他	2,978,014	208,252	3,186,266	2,366,931	208,252	2,575,183	2,248,518	208,252	2,456,770
訳	一般財源	44,363,629	28,070	44,391,699	33,683,193	2,577	33,685,770	33,363,705	2,577	33,366,282

令和5年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費						4款 衛生費		
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	121,806		121,806	1,029		1,029	396,599		396,599
2	給料	404,353		404,353				1,386,893		1,386,893
3	職員手当等	219,498		219,498				865,197		865,197
4	共済費	151,032		151,032				515,275		515,275
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	12,256		12,256	627,049		627,049	819,718		819,718
8	旅費	6,372		6,372	7,826		7,826	54,222		54,222
	費用弁償	2,601		2,601	194		194	12,990		12,990
	普通旅費	2,128		2,128	430		430	18,617		18,617
	特別旅費	1,643		1,643	7,202		7,202	22,615		22,615
9	交際費	100		100				100		100
10	需用費	13,172		13,172	796		796	539,485		539,485
11	役務費	6,247		6,247	3,665		3,665	238,337		238,337
12	委託料	232,627		232,627	153,530		153,530	3,756,594	11,000	3,767,594
13	使用料及び賃借料	6,807		6,807	5,543		5,543	946,423		946,423
14	工事請負費	23,809		23,809				995,143		995,143
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費							22,153	2,876	25,029
18	負担金、補助及び交付金	872,630	2,577	875,207	21,555,262	208,252	21,763,514	11,203,495	224,515	11,428,010
19	扶助費	2,357		2,357				1,415,976		1,415,976
20	貸付金							980,790		980,790
21	補償、補填及び賠償金							1,000		1,000
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金				1,500,401		1,500,401	469,097		469,097
25	寄附金							77,830		77,830
26	公課費							125		125
27	繰出金									
	予備費									
	計	2,073,066	2,577	2,075,643	23,855,101	208,252	24,063,353	24,684,452	238,391	24,922,843
財	国庫支出金	435,715		435,715	2,190,743		2,190,743	12,265,263	5,500	12,270,763
源	地方債	21,000		21,000				741,000		741,000
内	その他	99,473		99,473	2,103,402	208,252	2,311,654	869,420	224,531	1,093,951
訳	一般財源	1,516,878	2,577	1,519,455	19,560,956		19,560,956	10,808,769	8,360	10,817,129

令和5年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費			7目 難病対策費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	303,322		303,322	125,783		125,783	1,288		1,288
2	給料	699,115		699,115	170,055		170,055			
3	職員手当等	488,111		488,111	94,554		94,554			
4	共済費	258,756		258,756	65,343		65,343			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	806,973		806,973	14,369		14,369	129		129
8	旅費	30,446		30,446	13,067		13,067	58		58
	費用弁償	7,115		7,115	2,362		2,362			
	普通旅費	7,245		7,245	2,938		2,938			
	特別旅費	16,086		16,086	7,767		7,767	58		58
9	交際費									
10	需用費	433,795		433,795	316,980		316,980			
11	役務費	210,733		210,733	35,706		35,706			
12	委託料	2,746,639	11,000	2,757,639	1,555,663	11,000	1,566,663	47,449	11,000	58,449
13	使用料及び賃借料	887,580		887,580	9,572		9,572			
14	工事請負費	119,118		119,118						
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	4,577	2,876	7,453	4,431		4,431			
18	負担金、補助及び交付金	9,689,985	224,515	9,914,500	5,432,121		5,432,121	7,741		7,741
19	扶助費	1,263,221		1,263,221	1,263,101		1,263,101	930,881		930,881
20	貸付金	968,838		968,838						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	458,505		458,505						
25	寄附金	71,900		71,900						
26	公課費	125		125						
27	繰出金									
	予備費									
	計	19,441,739	238,391	19,680,130	9,100,745	11,000	9,111,745	987,546	11,000	998,546
財源内訳	国庫支出金	10,725,916	5,500	10,731,416	7,261,476	5,500	7,266,976	488,258	5,500	493,758
	地方債	107,000		107,000						
	その他	612,402	224,531	836,933	1,601		1,601			
	一般財源	7,996,421	8,360	8,004,781	1,837,668	5,500	1,843,168	499,288	5,500	504,788

令和5年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
節	款項目	補正前	補正額	補正後	2目 医務費			6目 鳥取看護専門学校費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	37,822		37,822	9,171		9,171	37		37
2	給料	340,110		340,110						
3	職員手当等	290,211		290,211						
4	共済費	124,231		124,231	705		705			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	790,467		790,467	768,570		768,570	7,467		7,467
8	旅費	11,911		11,911	5,117		5,117	725		725
	費用弁償	1,459		1,459	534		534	5		5
	普通旅費	2,399		2,399	520		520	210		210
	特別旅費	8,053		8,053	4,063		4,063	510		510
9	交際費									
10	需用費	30,289		30,289	12,304		12,304	3,830		3,830
11	役務費	156,257		156,257	151,730		151,730	1,790		1,790
12	委託料	221,063		221,063	176,871		176,871	2,693		2,693
13	使用料及び賃借料	13,864		13,864	7,207		7,207	3,000		3,000
14	工事請負費	119,118		119,118						
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	116	2,876	2,992				116	797	913
18	負担金、補助及び交付金	4,247,786	224,515	4,472,301	1,058,846	224,515	1,283,361	60		60
19	扶助費	120		120						
20	貸付金	968,838		968,838	275,280		275,280			
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	458,505		458,505	458,505		458,505			
25	寄附金	36,900		36,900	36,900		36,900			
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	7,847,608	227,391	8,074,999	2,961,206	224,515	3,185,721	19,718	797	20,515
財源内訳	国庫支出金	1,508,708		1,508,708	1,500,204		1,500,204			
	地方債	107,000		107,000						
	その他	598,496	224,531	823,027	542,237	221,655	763,892	14,271	797	15,068
	一般財源	5,633,404	2,860	5,636,264	918,765	2,860	921,625	5,447		5,447

令和5年度 一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費			福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部					
		4項 医薬費					
		7目 倉吉総合看護専門学校費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	37		37	441,241		441,241
2	給料				1,156,374		1,156,374
3	職員手当等				735,902		735,902
4	共済費				429,371		429,371
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	13,231		13,231	1,656,903		1,656,903
8	旅費	1,891		1,891	56,007		56,007
	費用弁償	10		10	11,267		11,267
	普通旅費	100		100	12,422		12,422
	特別旅費	1,781		1,781	32,318		32,318
9	交際費				100		100
10	需用費	8,858		8,858	463,134		463,134
11	役務費	1,924		1,924	241,264		241,264
12	委託料	2,829		2,829	3,747,827	11,000	3,758,827
13	使用料及び賃借料	3,164		3,164	917,580		917,580
14	工事請負費	119,118		119,118	142,927		142,927
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費		2,079	2,079	4,577	2,876	7,453
18	負担金、補助及び交付金	150		150	40,601,193	435,344	41,036,537
19	扶助費				2,605,796		2,605,796
20	貸付金				968,838		968,838
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料				100,000		100,000
23	投資及び出資金						
24	積立金				1,963,384		1,963,384
25	寄附金				72,850		72,850
26	公課費				125		125
27	繰出金				3,309,472		3,309,472
	予備費						
	計	151,202	2,079	153,281	59,614,865	449,220	60,064,085
財源内訳	国庫支出金				14,699,886	5,500	14,705,386
	地方債	107,000		107,000	128,000		128,000
	その他	17,666	2,079	19,745	2,979,333	432,783	3,412,116
	一般財源	26,536		26,536	41,807,646	10,937	41,818,583

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	2,577
4 目 老人福祉費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金	146,201
	鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金	60,551
	鳥取県介護分野ICT導入支援事業補助金	1,500
4 款 衛生費		
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	221,655
	鳥取県緊急浸水対策支援事業補助金	2,860

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立福祉人材研修センター) について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立福祉人材研修センター</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市伏野 1729 番地 5 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 藤井 喜臣</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間)</p> <p>(4) 理由 福祉人材研修センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法 : 指名</p>

鳥取県福祉保健部及び子ども家庭部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 (鳥取県立福祉人材研修センター審査委員会) 審査報告書

令和5年8月15日

鳥取県福祉保健部及び子ども家庭部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 鳥取市伏野1729番地5 会長 藤井 喜臣

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

158,065,000円……（1）（債務負担行為額 158,065,000円）

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

〔参考〕各年度委託料の額 31,613,000円

4 審査結果

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

5 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
田中 恵理（委員長）	社会福祉法人福生会三喜苑居宅介護支援事業所 管理者
相川 泰（委員）	公立大学法人公立鳥取環境大学 教授
小谷 誠（委員）	小谷昇税理士事務所 税理士
石田 浩朗（委員）	鳥取中央地域包括支援センター 社会福祉士
松本 秀樹（委員）	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 副局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和5年6月1日（木）

・鳥取県立福祉人材研修センターの概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 令和5年8月9日（水）

・面接審査後、審査基準に照らした審議（※相川委員は当日欠席）

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1)管理の基本的な考え方の適合性 a 施設設置目的の理解しているか b 管理運営の方針は適切か	なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格

2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1)施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等の周知、広報) (2)施設管理 a 施設設備の維持管理・衛生管理は適切か b 外部委託の考え方は適切か (3)開館時間・料金設定等 a 開館時間・休館日は適切か b 利用料金及び利用料金の減免は適切か ※利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行う。 (4)事故・事件の防止措置と緊急時の対応 a 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 b 緊急時の体制・対応は適切か c 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 (5)個人情報保護等への対応 a 個人情報の保護への対応は十分か b 情報の公開への対応は十分か (6)利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1)収入の見積もり、考え方は適切か (2)支出計画の見通しは適切か	20点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1)県社協の財政基盤・経営基盤は安定しているか (2)組織及び職員の配置等 a 管理運営の組織・職員の職種等は適切か b 日常の職員配置は適切か c 人材育成は適切か (3)現在の施設従業員の継続雇用に配慮されているか (4)関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか (5)県社協の社会的責任の遂行状況 a 障がい者を雇用しているか b 男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。 c ISO14001、TEAS I種、II種認証登録事業者、KES 共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。 d あいサポート企業であるか、又は指定管理機関開始までに認定予定であるか。 (6)管理運営実績評価	27点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 (適/不適)	適	・福祉人材研修センターの趣旨に沿った事業運営計画となっており、適切と考える。
2 (55点)	適 (31.00点)	・利用者の要望に対応した適切な管理運営に期待できる。 ・築20年以上経過しているが、綺麗に保たれており、今後の施設管理についても期待できる。 ・研修等で施設を利用する機会があるが、施設内の環境整備や職員の方の対応も良いため、サービス面について不安はない。 ・提供されているサービスがより、県民の方に知っていただけるような取組みに期待する。
3 (20点)	適 (9.50点)	・特段の問題点はない。
4 (27点)	適 (13.00点)	・計画的に環境整備や職員教育に取り組まれている点が評価できる ・労働基準監督署からの是正勧告については、具体的な対応策が示され、現に対応されている。
総合評価 (102点)	適 (53.50点)	・鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は、委員4名の平均

指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

鳥取県立福祉人材研修センターの機能を最大限発揮するため、鳥取県社会福祉協議会の有する福祉分野での知見の発信などの職員の専門性を活かした管理運営を行う。

①住民の公平な利用の確保

県民が広く利用する公の研修施設としての性格を認識するとともに、利用者の公平な利用や満足度を高めるため、利用者の声を活かした運営を行う。また、平成23年度に開設した福祉体験交流プラザの機能を充実させ、広く県民が集えるスペースを提供する。

②利用者へのサービス提供

利用者の利便性を考え、送迎バスの運行、コピー機や自動販売機の設置、館内・各貸室への Wi-fi 環境整備等、利用しやすい環境を整える。

③収入確保と経費の節減

広報誌、SNS、外部イベントへの協力（保育園や障がい者施設の美術作品展示等）などを通じ、広く県民に利用の促進を働きかけ、利用者の増加に努める。また利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、適正なサービス水準を維持しながら、効率的、経済的な維持管理により管理運営費の削減に努め、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行う。さらには、福祉目的以外の利用についても広報誌等を通じて企業等に呼びかけるなどして、利用促進を図っていく。

④法令順守の徹底

施設管理に関する消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、個人情報の適切な管理等、法令遵守を徹底した管理運営を行う。

⑤災害支援活動の拠点としての活用

鳥取県社会福祉協議会は、広域での災害ボランティアセンター機能を有するとともに、鳥取県災害福祉支援センターとして県内 DWAT の事務局を担当している。災害発生時にはセンターをこうしたボランティアや福祉支援専門職の活動拠点とするなど多方面で災害支援活動の拠点として活用するとともに、日ごろから防災関係機関と連携を図りながら防災に努める。

⑥県との連携

県と密接に連携を図りながら、管理運営を行う。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容

サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

- ・意見箱の設置、利用点検表により利用者の要望・意見を運営に反映させ、サービスの向上を図る。
- ・利用促進、隙間利用について外部の意見を聞く機会を設けるとともに、広く県民に向けて施設の広報に努める。
- ・福祉体験交流プラザの機能（福祉体験コーナーの設置、福祉情報の発信、交流スペースの設置等）を充実させ、広く県民が集えるスペースを提供する。
- ・福祉関係DVDの貸出を行い、介護技術の向上や福祉の普及に努める。
- ・ホームページにて施設情報を公開し、利用申込み等がよりわかりやすいものになるよう工夫するとともに、空き状況確認や予約がネット上でできる県の予約システムをページ上でも案内し、予約の利便性を向上する。
- ・利用者の利便のため、隣接する障がい者施設によるコーヒー、パン等の販売サービスなどを積極的に取り入れる。
- ・UD 製品や福祉防災グッズを展示し、その紹介を行い又は説明を掲示するなどして、多様性の理解や地域の防災意識の向上、ひいては身近な福祉に関する意識向上の機会に役立ててもらおう。
- ・主に福祉分野における学校等の学習機会に施設の活用を提案し、県社協の知見や関連事業等を活用しながら職員が積極的に協力する。

(3) 施設の維持・管理

①開館時間・休館日

- ・開館：午前9時（開錠8時45分）、閉館：午後5時
（必要と認める場合は、最大午後9時を限度として利用時間を延長）
- ・休館日：「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日）
（多目的工作室は日曜日及び土曜日も休館。また、施設・設備の保守点検や大規模災害発生時又はそのおそれがある場合等、管理運営上必要がある場合は、別に臨時休館日を設定する。）

②利用料金と減免内容 現行料金及び減免内容と同じ。

【利用料金】

- ・ホール利用料

金 額		
午前の利用料	午後の利用料	全日の利用料
4,890円	9,780円	15,060円

- ・研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円
第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円
調理実習室	1時間につき	1,980円
和室実習室	1時間につき	610円
多目的工作室	1時間につき	1,260円
フリースペース	1日1平方メートルにつき	2円

【減免内容】

- ・全額免除該当

- | |
|---|
| ①県又は社会福祉法人が利用するとき
②社会福祉に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき
③心身に障がいのある者（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者）の社会参加を促進する目的として利用するとき
④介護保険による要介護又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的として利用するとき
⑤③又は④の者及び介護者の占める割合が1/2以上である利用のとき
⑥県内の児童、生徒又は学生が講演、学生等の作品の展示等文化芸術に関する行事のために利用するとき |
|---|

- ・半額免除以上該当

- | |
|---|
| ①ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき
②福祉の増進や公益に資する利用であって、福祉の心身に障がいのある者（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者）及びその介護者の占める割合が1/2未満である利用のとき
③福祉の増進や公益に資する利用であって、介護保険による要介護又は要支援認定を受けた者及びその介護者の占める割合が1/2未満である利用のとき |
|---|

※なお、減免については、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りではない。

③利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理

- ・利用者が快適、安全に利用できるよう、また、施設の運営に支障を来さないよう日常または定期的に必要な保守業務及び点検業務を行い、最良の状態を維持する。また、開設から20年以上が経過し、経年劣化等による施設設備の故障等不具合が増加傾向にあるので、緊急性の高いものは迅速に対応し、その他の修理、修繕については、利用者の安全性を確保しながら計画的に実施していく。

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

①火災・盗難・災害などの事故・事件の防止

- ・消防法に基づき消防計画を定め、火災等の災害及び人命の安全、被害の防止について必要な業務に取り組む。
- ・防火管理者及び火元責任者を設置し、消防設備・機器の設置・点検を行い、火災防止に努める。
- ・電気事業法に基づく保安規程に従い、電気設備の点検を行う。
- ・警備委託業者と連携して火災、盗難等に適切に対応する。

- ・火災発生時には消防計画に基づき自衛消防隊を組織し、施設利用者の安全を確保するため必要な措置をとる。そのため、年2回の避難訓練を実施し、自衛消防隊の任務を周知する。

②緊急時の体制・対応

- ・災害等の緊急時の利用者の安全を確保するため、県立福祉人材研修センター危機管理マニュアルに定めたところにより、全職員が迅速かつ的確な対応を行う。
- ・利用者の急病、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応する。
- ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による、施設利用者及び職員の安全確保に努めるため、同システムが有効に活用できるよう、適切な管理運用を行う。
- ・AED（自動体外式除細動器）が常時使用できるよう定期点検を行うとともに、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置する。
- ・鳥取市指定福祉避難所として、市が実施する訓練等に協力するほか、協定に基づいた対応や活用機会に備えた必要な準備等に配慮する。

③利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ・定期的に館内外を巡回し、施設の状況の点検や利用者等の状況を把握するとともに、利用者の意見を聴き、その声を運営に反映させることによりトラブルの未然防止に努める。
- ・苦情等があった場合は、その内容をよく聴き、誠実にその解決を図るとともに、苦情内容、対処方針または対応の結果について県に報告する。
- ・意見箱の設置、施設利用後に提出する利用点検表に要望欄を設け、苦情等を把握する。

(5) 個人情報保護等への対応

①個人情報の保護への対応

- ・個人情報保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例等を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、知り得た情報の漏洩、目的外使用が生じないよう適正な管理を行う。

②情報の公開への対応

- ・鳥取県情報公開条例及び鳥取県社会福祉協議会情報公開規定を遵守し、センターの管理に関して保有する情報を積極的に公開する。また、センターの事業計画書、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等を公開する。

(6) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・適宜各種情報の提供と併せ、ホームページ上で広く意見を聴取する等、随時要望を聴取する。
- ・施設利用後に提出する「利用点検表」に要望欄を設け、施設利用者のニーズ等を把握するとともに、意見箱を設置する。
- ・把握した要望は、迅速かつ適切に対応するとともに、その結果及び対応状況については、重大なものは速やかに県へ報告し、軽微なものは月次業務報告書で県へ報告する。

(7) 収支計画

(単位:千円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
収入項目	委託料	31,613	31,613	31,613	31,613	31,613
	利用料金収入	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	その他の収入	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141
収入合計(A)		34,354	34,354	34,354	34,354	34,354
支出項目	人件費	7,324	7,324	7,324	7,324	7,324
	施設維持管理費	20,016	20,016	20,016	20,016	20,016
	光熱水費	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
	修繕費	3,584	3,584	3,584	3,584	3,584
	その他の経費	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
支出合計(B)		34,354	34,354	34,354	34,354	34,354

(8) 組織及び職員の配置等

①管理運営組織

館長（1人）

事務課長（1人）

事務課長代理（1人）

事務係員（1人）、嘱託職員（2人）

②日常の職員配置

職員配置時間帯：8：30～17：15

③人材育成

個別の研修計画を作成し、職員の資質の向上を図る。

(9) 団体の財政基盤・経営基盤

負債及び純資産の部合計 9,030,494,109円（令和5年3月31日現在）

(10) 関係法令にかかる監督行政機関からの指導等

令和5年度労働基準監督署より是正勧告あり。改善済み。

(11) 社会的責任の遂行状況

- ・障がい者法定雇用率以上の人員を雇用。
- ・男女共同参画推進企業として認定されている。
- ・TEASⅡ種を登録。
- ・あいサポート団体に認定されている。

件名	議会の委任による専決処分の報告について （４）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 （令和 5 年 9 月 11 日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 （１） 条例の題名及び条例中引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項を改める。 （２） 施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。</p>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 <u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第2条 <u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>（報告時期）</p> <p>第3条 前条の規定による報告は、精神科病院の管理者が<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。